規　則

○原子力規制委員会規則第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項の規定に基づき、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月十二日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表により改正するものとし、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

別表　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則に関する表

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［略］
一　照射されていない次に掲げる物質 イ　プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの 二　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十一号に掲げるものを除く。）	一　照射されていない次に掲げる物質 イ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの 二　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）
［略］	［略］
三　照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	三　照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十一号に掲げるものを除く。）
四　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）	四　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）
五　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）	五　照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）
六　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	六　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号に掲げるものを除く。）
七　照射された第四号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	七　照射された第四号に掲げる物質であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）
［略］	［略］